

事項	計画の概要	推進状況
第13章 行財政運営及び金融政策 第2節 行政改革の推進	(1)国・地方を通じる行政改革の推進 (2)行政改革の一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分権特例制度の推進(4.12.8 閣議決定、5.4.5 実施要領を次官等会議申合せ) 市町村を対象とし、法律の制定又は改正を要しない範囲で、許認可、補助金、地方債起債、機関委任事務等について特例措置を講じる。15団体(20町村)を指定(5.11.16)。 ○ 行革関連法律13件成立(5.1.22～5.6.18) 第126回国会において、運転免許証、補助金、国民健康保険、エネルギー、郵便貯金、電波等に係る法律が成立。 ○ 行革関連法律4件成立(5.9.17～6.1.29) 第128回国会において、行政手続、環境に係る法律が成立。 ○ 臨時行政改革推進審議会「当面の行財政改革に関する意見」(4.6.10) ①国民負担の在り方、②財政改革の推進、③行政の制度、組織、運営の改革の推進、④既往の答申等の推進を提言。 ○ 臨時行政改革推進審議会「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第3次答申」(4.6.19 答申、4.6.30対処方針閣議決定) 「豊さを実感できる国民生活重視型行政」と「国際的責務を果たすことのできる国際化対応の行政」を目指し、①制度・基準等の国際化、②消費者重視の政策の確立、③地方分権特例制度の導入等を答申。 ○ 臨時行政改革推進審議会「最終答申」(5.10.27 答申) 平成4年9月の総理からの諮問を受け、「国民負担の増大抑制と財政基盤の確立」、「規制緩和の推進」、「地方分権の推進」、「公的金融、特殊法人の改革」、「総合的な政策展開が可能な行政システムの構築」等を提言。 ○ 行政改革推進本部の設置(6.1.21 閣議決定) 平成5年10月の「最終答申」の趣旨を踏まえ、行政改革の積極的な推進を図るため、内閣に行政改革推進本部を設置。また、同本部の作業部会として、「住宅・土地作業部会」(6.2.23)、「情報・通信作業部会」(6.3.9)、「輸入促進・市場アクセス改善・流通作業部会」(6.3.23)、「地方分権部会」(6.5.24)を各々設置したところ。

事項	計画の概要	推進状況
<p>第3節 財政運営 1. 地球社会と共存する生活 大国づくりと財政運営</p>	<p>社会資本の計画的整備 (2)保健福祉・年金・医療各分野間において調和のとれた施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「今後における行政改革の推進方策について」(6.2.15 閣議決定) 規制緩和、地方分権、行政情報公開の推進、行政組織、特殊法人の等の改革・合理化及び各般の改革課題について、中長期的観点を含め今後の改革方策を決定。 (第6章第3節 「生活に関連した社会資本整備」 参照) ○ 「社会保障制度審議会社会保障将来像委員会第一次報告－社会保障の理念等の見直しについて－」の公表(5.2.14) (第4章第4節参照) ○ 医療保険審議会中間まとめの公表(5.6.23) (第4章第4節2.(3)参照) ○ 年金審議会が「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」の取りまとめ(5.10.12) (第4章第4節1.(7)参照) ○ 「高齢社会福祉ビジョン懇談会」報告(6.3.28) (第4章第4節参照) ○ 老人福祉制度の改正(6.3.22 閣議決定) (第4章第4節1.(高齢者の保健福祉施策の推進) 参照) ○ 老人保健制度の改正(6.3.22 閣議決定) (第4章第4節1.(高齢者の保健福祉施策の推進) 参照) ● 高齢者介護対策本部の設置(6.4.13) (第4章第4節1.(高齢者の保健福祉施策の推進) 参照) ○ 年金制度の改正(6.3.18 閣議決定) (第4章第4節1.(年金制度の改革) 参照) ○ 地域保健対策の強化(6.3.22 閣議決定) (第4章第4節2.(2)参照)

事項	計画の概要	推進状況
2. 財政改革の推進	地球社会と共存する生活大国づくりと 財政改革の両立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康保険制度等の改正(6.3.22 閣議決定) (第4章第4節2.(3)参照) ○ 児童手当制度の改正(6.3.8 閣議決定) (第5章第1節参照) ○ 平成5年度予算(5.3.31成立) <ul style="list-style-type: none"> ・歳出規模は72兆3,548億円(4年度当初比0.2%増) ・公債依存度は11.2%(4年度当初10.1%) ・一般歳出公共事業関係費は7兆3,354億円(4年度当初比5.7%増) ○ 平成5年度第1次補正予算(5.6.8成立) <ul style="list-style-type: none"> ・景気の足取りを確実なものとするため総規模13兆円を上回る5年度総合経済対策を決定(5.4.13) ・その実施のために補正予算において公共事業関係費等の追加等を実施(5年度総合経済対策に関連する経費2兆3,223億円) ○ 平成5年度第2次補正予算(5.12.15成立) <ul style="list-style-type: none"> ・内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路への円滑な移行を図るとともに、中長期的な課題の解決にも資するよう緊急経済対策を決定(5.9.16) ・その実施のために、第2次補正予算において公共事業関係費の追加等を実施(緊急経済対策に関連する経費1兆0,335億円) ○ 平成5年度第3次補正予算(6.2.23成立) <ul style="list-style-type: none"> ・我が国経済を6年度中のできるだけ早い時期に本格的な回復軌道に乗せ、7年度以降の安定成長を確実なものにするともに、本格的な高齢化社会の到来への対応など中長期的な課題にも取り組んでいくため、総合経済対策を決定(6.2.8) ・その実施のために、第3次補正予算において公共事業関係費の追加等を実施(総合経済対策に関連する経費1兆9,201億円) ○ 平成6年度予算(6.6.23成立) <ul style="list-style-type: none"> ・歳出規模は73兆0,817億円(5年度当初比1.0%増) ・公債依存度は18.7%(5年度当初11.2%) ・一般歳出公共事業関係費は7兆7,546億円(5年度当初比5.7%増)

事項	計画の概要	推進状況
3. 地方財政	<p>(1)財源の重点的かつ効率的な配分を行い、政策課題に適切に対応 国・地方を通じる行財政の簡素効率化と経費の節減・合理化により歳出極力抑制</p> <p>(2)国と地方の機能分担・費用分担の在り方についての検討、補助金等の整理合理化</p>	<p>○ 「平成5年度地方財政計画」(5.2.5閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳出規模は76兆4,152億円(4年度比2.8%増) ・投資的経費のうち地方単独事業の大幅な増額(4年度比12.0%増) ・社会福祉のための単独施策に要する経費の充実(4年度比9.4%増) ・森林、山村対策のための経費の創設(約1,800億円) ・国際化対策及び地域文化振興対策のための経費の拡充(約1,500億円) <p>○ 平成6年度地方財政計画(6.2.15閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳出規模は80兆9,281億円(5年度比5.9%増) ・投資的経費のうち地方単独事業の大幅な増額(5年度比12.0%増) ・社会福祉のための単独事業に要する経費の充実(5年度比8.0%増) ・国際化対策及び地域文化振興対策のための経費の拡充(約1,650億円) <p>○ 平成5年度予算において、約1,100億円の補助金等の一般財源化を実施するとともに、補助金等の整理合理化により3,511億円を減額。</p> <p>○ 平成6年度予算案において、約520億円の補助金等の一般財源化を実施するとともに、補助金等の整理合理化により2,682億円を減額</p> <p>○ 「国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律」(5.3.29成立)</p> <p>国の補助金等に係る以下の事項について、国と地方公共団体の機能分担、費用負担の在り方等を勘案しつつ、一体的・統合的な検討を行い、補助率等の恒久化等の所要の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業等に係る補助率等について、体系化・簡素化等の観点から直轄事業にあっては2/3、補助事業にあっては1/2を基本として恒久化することとし、平成5年度から適用 ・義務教育費国庫負担金等のうち共済費追加費用等については、平成4年度において、平成4年度から6年度までの3年間で段階的に一般財源化することとされていたが、これを平成5年度において全額一般財源化

事項	計画の概要	推進状況
4. 今後の国民負担の在り方	(4)社会保障政策の在り方についての国民的合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「社会保障制度審議会年金数理部会第三次報告書－公的年金制度の長期的安定をめざして－」の公表(4.9.17) (第4章第4節1.(7)参照) ○ 「社会保障制度審議会社会保障将来像委員会第一次報告－社会保障の理念等の見直しについて－」の公表(5.2.14) (第4章第4節参照) ○ 年金改革に関する有識者調査の実施(4年度) 公的年金制度の現状と課題について理解を求めるとともに、年金制度の改正の在り方について、各界有識者の意見を聴き、次期制度改正の参考に資することを目的として実施。新人口推計(平成4年9月推計)等に基づく年金財政の暫定試算も公表。 ○ 医療保険審議会中間まとめの公表(5.6.23) (第4章第4節2.(3)参照) ○ 年金審議会が「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」の取りまとめ(5.10.12) (第4章第4節1.(7)参照) ○ 「社会保障制度審議会年金数理部会第四次報告書－財政再計算と情報の公開について－」の公表(5.12.20) (第4章第4節1.(7)参照) ○ 平成6年財政再計算結果の公表(6.2.22) 厚生年金、国民年金及び基礎年金の財政見通し等について公表 ○ 「高齢社会福祉ビジョン懇談会」報告(6.3.28) (第4章第4節参照)

事項	計画の概要	推進状況
<p>第4節 金融政策 1. 金融の自由化・国際化の推進</p>	<p>(5)税制の在り方について幅広く検討</p> <p>(1)金融の自由化・国際化推進のための諸措置の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税制調査会答申「今後の税制のあり方についての答申—公正で活力ある高齢化社会を目指して—」のとりまとめ(5.11.19) 高齢化の加速・進展等の経済社会の推移を踏まえ、「公正で活力ある高齢化社会」を実現するためには、世代を通じた税負担の平準化等を図る必要があることから、個人所得課税については累進性の緩和等による税負担の大幅な軽減を行い、消費課税のウェイトを高めること等により、所得、消費、資産のバランスのとれた税体系を構築することが必要であることを指摘した答申のとりまとめ。 ○ 所得減税を含む税制改革について引き続き検討を行い、年内にその実現を図る(総合経済対策(6.2.8), 対外経済改革要綱(6.3.29))。 ○ 税制調査会答申「税制改革についての答申」のとりまとめ(6.6.21) 昨年11月の「中期答申」で示された方向での税制改革の具体化を推進し、高齢化による公共サービスの増加に伴う税負担の増加の必要性を国民に求めていくこと、及び、国・地方を通じた行財政改革の実施の必要性を指摘した答申のとりまとめ。 ○ 「経済審議会金融・資本市場検討委員会」報告(5.10.1) 金融の自由化・国際化の背景と進展状況について分析するとともに、主として生活者・消費者の立場から、今後の金融の自由化・国際化の推進に当たり留意すべき事項について検討 ○ 金融制度改革の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・業態別子会社方式により、銀行等の証券業務及び信託業務への参入並びに証券会社の銀行業務及び信託業務への参入が可能となった ・証券取引法の有価証券の定義の整備、公募概念の見直し、私募についての法整備及び情報開示制度の充実 ・信用金庫等協同組織金融機関の業務規制の緩和 ・銀行等が経営の健全性を判断するための基準に係る規定を設けるほか、弊害防止措置等を講ずる (金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律[5.4.1施行]) ・証券子会社3社が営業開始(5.7.26)、証券子会社2社が営業開始(5.11.1) ・信託銀行子会社5社が営業開始(5.10.1)、信託銀行子会社2社が営業開始(6.4.1)

事項	計画の概要	推進状況
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 預貯金金利の自由化 <ul style="list-style-type: none"> ・小口MMC最低預入金額制限(50万円)の撤廃(4.6.22) ・新型貯蓄預貯金及び市場金利連動型定期積金の導入、積立郵便貯金の市場金利連動型化(4.6.22) ・定期預貯金及び定額郵便貯金金利自由化の実施、並びに小口MMCの廃止(5.6.21) ・通常貯蓄貯金の最低残高制限額の引下げ及び通常貯蓄貯金と通常貯金との間のスウィングサービスの実施(5.10.18) ・貯蓄預金の最低預入残高制限の引下げ及び貯蓄預金と普通預金との間のスウィングサービスの実施(5.10.18) ・期間3年までの変動金利預金、期間4年までの固定金利預金(中長期預金)の導入(5.10.18) ・流動性預貯金金利の自由化について、大蔵省と郵政省が平成6年10月日途の実施を合意(6.4.8) ○ 金融・資本市場の整備・拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・実績配当型合同運用金銭信託の導入(4年度総合経済対策をうけて、4年11月に導入) ・社債発行限度規制の撤廃及び受託制度の見直し等を柱とする社債関連法の改正を含む「商法等の一部を改正する法律」を施行(5.10.1) ・公募債の適債基準の緩和(5.4.1) ・5年債の発行(5年度緊急経済対策をうけて5年11月に発行) ・変動利付債の発行(5年度緊急経済対策をうけて6年4月に発行) ・デュアル・カレンシー債の発行(6.3.30) ・居住者の外貨建海外預金等に係る許認可不要限度額の引き上げ等の外為法上の規制緩和措置を発表(6.2.9) ・ノンバンクのCP発行を解禁(5.6.30) ・保険会社のCP発行を解禁(6.4.1) ○ 店舗設置数規制の原則撤廃等の緩和措置を内容とする、「平成5年度及び6年度における金融機関の店舗設置等の取扱いについて」通達を发出(5.5.20)

事項	計画の概要	推進状況
	<p>(2)金融システムの安定性・信頼性確保のための環境整備、行政の透明性確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 証券市場の活性化のための方策 <ul style="list-style-type: none"> ・証券市場の活性化等についての方策を決定（４年度総合経済対策、５年度総合経済対策） ・時価発行公募増資の再開に向けての環境整備等の証券市場・証券取引に係る手続きの簡素化、規制の緩和等の措置を発表(5.12.22) ・証券市場の活性化についての方策を決定(6.2.8 ５年度総合経済対策) ・自己株式の取得等の規制緩和を内容とする「商法及び有限会社法の一部を改正する法律案」を第129国会に提出 ・自己株式取得等の規制緩和に伴う証券取引制度の整備を内容とする「証券取引法の一部を改正する法律案」を第129国会に提出 ○ 証券市場の公正性確保のための方策 <ul style="list-style-type: none"> ・証券取引等監視委員会の設置及び証券業協会等自主規制機関の機能強化等（証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律〔4.7.20 施行〕） ○ 金融システムの安定性確保のための方策 <ul style="list-style-type: none"> ・金融システムの安定性確保と効率化の推進を図るため、「金融行政の当面の運営方針」を公表（4.8.18） ・金融システムの安定性確保のための方策（４年度総合経済対策） ・「金融行政の当面の運営方針」の実施状況を公表（4.10.30） ・民間金融機関による（株）共同債権買取機構設立（5.1.27 162の金融機関が参加、5.3～6.3の買取実績：件数 2,120件、債権額面45,200億円） ・「金融機関の融資対応についての所見」を公表（5.2.8） ・金融システムの安定性確保のための方策（５年度総合経済対策） ・金融の円滑化のための方策（５年度緊急経済対策） ・金融システムの安定性を確保しつつ、金融機関が期待される役割を十全に発揮できるようにするため、「金融機関の不良資産問題についての行政上の指針」を公表（6.2.8） ・不良資産の処理促進のための方策（６年度総合経済対策）

事項	計画の概要	推進状況
2. 金融政策の運営	金融政策の機動的運営	<p>○ ディスクロージャーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間金融機関による破綻先債権額等のディスクロージャーの実施 (金融制度調査会ディスクロージャーに関する作業部会中間報告「金融機関の資産の健全性に関する情報開示について」(4.12.2)の趣旨に沿い、昨年3月期より実施) ・ 金融制度調査会「金融機関のディスクロージャーに関する作業部会」が中間報告「ディスクロージャー誌の充実について—開示内容の充実(リスク管理情報・子会社情報を中心に)と記載方法等の改善」を公表(6.3.25) <p>○ 日本銀行は、平成5年2月4日、9月21日に公定歩合を引き下げた。 3.25% → 2.5% → 1.75% (5.2.4) (5.9.21)</p>